

「第8次水質総量削減の在り方について（答申）」の概要

（中央環境審議会）

1 水質総量削減の実施状況

- ・ 昭和53年の「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の改正から7次に渡って実施
- ・ 工場・事業場に対する総量規制基準の適用や下水道の整備等の汚濁負荷削減対策等の実施により、汚濁負荷量が相当削減

2 指定水域における水環境の状況

- ・ COD濃度、窒素濃度及びりん濃度について、制度開始当初より改善されているものの近年は横ばいで推移
- ・ 環境基準達成率はCODは横ばいで推移、窒素・りんは全体的に上昇している。
なお、大阪湾におけるCOD濃度は近年横ばいであり、環境基準の達成率の向上には至っていない。窒素及びりん濃度は近年減少傾向であり、環境基準の達成率は平成22年度以降100%を維持している。
- ・ 赤潮や青潮の発生件数は制度開始前と比べて減少。ただし、近年は横ばいで推移

3 指定水域における水環境に係る分析

- ・ 陸域からの窒素・りんの流入や汚濁負荷が蓄積した海底の底質からの窒素・りんの溶出など複合的な要因により閉鎖性海域の汚濁が進行。赤潮や貧酸素水塊が発生
- ・ 水域面積あたりの汚濁負荷量が大きい海域ほど、水質濃度は高くなる。
- ・ 干潟・藻場は、水質浄化や生物多様性の維持など多様な機能を有し、良好な水環境を維持する上で重要な役割を果たす。
- ・ 将来の水質を予測するため、流動モデル及び水質予測モデルを用いてシミュレーションモデルを構築。各種汚濁負荷削減対策を実施することで、水質の改善傾向が見られる結果となった。

4 第8次水質総量削減の在り方について

- ・ 平成31年度を目標年度とすることが適当
- ・ 東京湾及び伊勢湾については、今後も水環境改善のための対策を行うことが必要
- ・ 大阪湾については、窒素及びりんの達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善のための対策を進めることが必要
- ・ 大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないように必要な対策を引き続き講じる必要がある
- ・ きれいで豊かな海の観点から、実施可能な限度における総合的な水環境改善対策（汚濁負荷量削減対策、干潟・藻場の保全・再生、及び底質環境の改善等）を引き続き進めることが必要
- ・ そのためには、水質の状況、赤潮や貧酸素水塊の発生状況、干潟・藻場の状況等に着目し、指定水域における各種モニタリングを継続的に実施するとともに、知見の充実、水質予測技術の向上を図ることが必要